

令和 7 年 10 月 31 日

報道関係 各位

田辺市企画部
企画広報課長 水野 通尚

令和 7 年国勢調査に係る調査員証の紛失について

標記の件につきまして、別紙のとおり情報提供しますので、報道方よろしくお願いいたします。

■連絡先

企画広報課企画調整係
令和 7 年国勢調査田辺市実施本部
担当氏名 小松、薮中
内線 3869, 3846
電話番号 0739-34-2730

令和7年国勢調査に係る調査員証の紛失について

市内において、国勢調査員が調査員証を紛失する事案が発生しました。市民の皆様にはご不安とご心配をおかけしましたこと深くお詫び申し上げます。

1 概要

・ 令和7年10月26日

調査員が調査票未提出世帯へ訪問後、帰宅。その後、令和7年国勢調査田辺市実施本部（以下「実施本部」）に提出書類について電話で問い合わせ中に調査員証の紛失に気付く。すぐさま自宅及び移動経路を搜索するが発見できなかった。

・ 令和7年10月27日

再び担当調査区内の搜索及び訪問世帯宅へ確認するも発見できなかった。実施本部職員も担当調査区内を搜索するが発見できなかったことから、同日中に田辺警察署に遺失届を提出した。

・ 令和7年10月28日

調査員が再度移動経路や自宅等を搜索するが発見できなかったことから、実施本部から県へ遺失の可能性があることを報告した。

・ 令和7年10月29～30日

引き続き調査員が関係各所を搜索するも現在まで発見に至っていない。

2 紛失物

・ 令和7年国勢調査員証「第53号」（縦75ミリ×横105ミリ）

調査員の氏名、任命期間（令和7年8月8日から令和7年11月7日まで）、総務省統計局長（公印あり）の記載があり、左側に調査員の顔写真貼付。

3 市民の皆様にご注意いただきたい点

調査員証は、統計調査を装った「かたり調査」に悪用されるおそれがあります。

現在のところ、この調査員証が悪用された事例は確認されていませんが、不審な調査活動等にお気づきの際は、実施本部までご連絡ください。

4 対応

（1）紛失した国勢調査員証「第53号」は無効としました。

（2）他の調査を含め、調査員証を含む調査用品等の保管・取扱いについて、万全を期す等、再発防止に努めてまいります。

（連絡先）

田辺市企画広報課企画調整係
令和7年国勢調査田辺市実施本部
担当：小松、藪中
電話：0739-34-2730（統計事務局）